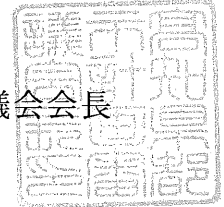


21 都 審 第 2 号  
平成 21 年 11 月 20 日

高 知 県 知 事 様

高知県都市計画審議会会長



第 1 2 9 回高知県都市計画審議会の答申について（報告）

平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日に開催した、第 1 2 9 回高知県都市計画審議会において付議された事項については、審議の結果、別紙のとおり答申しましたので報告します。

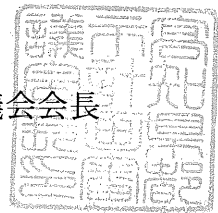
答 申 書

平成21年10月23日付け21高都計第376号をもって意見を求められた幡東都市計画区域の変更については、審議の結果、原案に対し意見はありません。

平成21年11月20日

高知県知事 様

高知県都市計画審議会会長



答 申 書

平成21年10月23日付け21高都計第376号をもって付議された建築基準法第51条ただし書きによる産業廃棄物処理施設の敷地位置の判断については、審議の結果、原案のとおり議決したので答申します。

平成21年11月20日

高知県知事 様

高知県都市計画審議会会長

